回　覧　令和２年５月１５日（三股町）代表☎：５２－１１１１

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

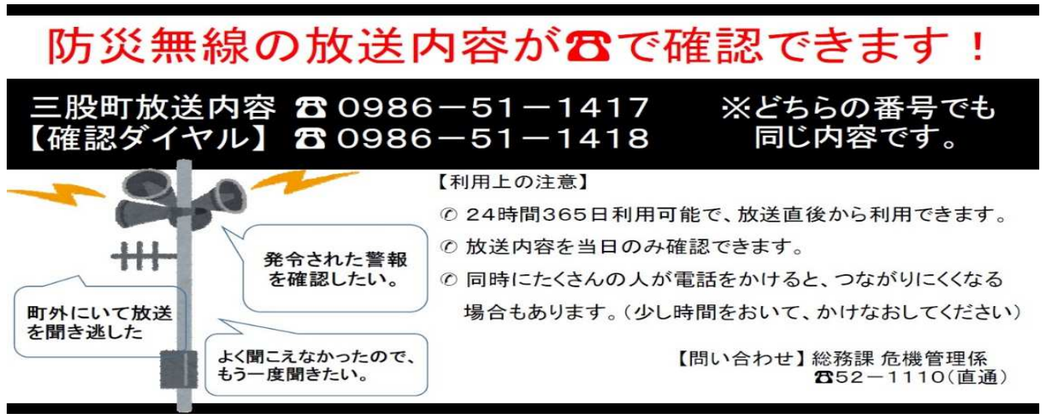

【分　類】	【No.】	【内　　容】
＜　重　要　＞	１	◆【新型コロナ事業者対策】 みまたん事業者おうえん給付金を創設しました
		◆【新型コロナ事業者対策】 中小企業者などへの家賃補助金を創設しました
	２	◆令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせです
		◆特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください
	３	◆みまたんエール飯 みまたの飲食店を利用して、エールを送ろう！！
＜　募　集　＞	４・５	◆町職員採用試験を実施します
	６	◆令和２年（２０２０年）国勢調査員を募集します
		◆令和２年度ブラジル国派遣研修と海外派遣農業研修生を募集します
＜　催　し　＞	７	◆「第１５５回みまたん駅前よかもん市（朝市）」は中止します
		◆第１１回令和２年度「地区座談会」中止のお知らせ
＜お知らせ＞		◆家内労働（内職）情報をお知らせします
	８	◆消費生活セミナー開催のご案内
		◆５月は自動車税種別割を納める月です！

【分　類】	【No.】	【内　　容】
＜保健と福祉＞	９	◆児童手当・特例給付現況届を提出してください
（子ども）	１０	◆令和２年１１月から子ども医療費助成を拡充します
<農林畜産業関連>	１１	◆６月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
	１２	◆畜産農家の皆さんへ 毎月１０日・２０日・３０日は「町内一斉消毒の日」です
＜　相　談　＞		◆「無料法律相談」を実施します
	１３	◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
		◆「行政相談」を実施します
	１４	◆「人権相談」中止のお知らせ
		◆「消費生活無料法律相談」を実施します

重　要

◆【新型コロナ事業者対策】 みまたん事業者おうえん給付金を創設しました

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者および組合（以下、「中小企業者など」。）の経営安定化を図るため、売上高などが減少し企業活動に支障が生じている中小企業者などを対象に、１０万円の給付金を交付します。

１．給付金の交付対象者＝

①町内で事業を営む中小業者など。または町内に住所を有し町外に事業所を有する中小企業者など。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として令和２年２月から５月のうちのいずれかひと月が、前年同月比で売上高などが１５％以上減少した中小企業者など。

２．申請方法＝

受付期間	５月３１日（日）まで（土日祝日を含む）
受付時間	午前９時から午後４時まで
受付方法	郵送または役場４階への持参
必要なもの	①申請書兼実績報告書 ②前年の月別売上高などが確認できる確定申告書の写しなど ③令和２年２月から５月のうち、売上高などが前年同月比１５％以上減少した月の帳簿など ④本店所在地、事業内容を確認できる書類の写し ⑤誓約書兼同意書 ⑥税務情報の閲覧に関する同意書 ⑦みまたん事業者おうえん給付金交付請求書

※お問い合わせは、
企画商工課　「おうえん給付金・家賃補助・融資関係　総合窓口」
☎：５２－９０８５（平日）
　　５２－１１１１（土日祝日）にお願いします。

◆【新型コロナ事業者対策】 中小企業者などへの家賃補助金を創設しました

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者および組合（以下、「中小企業者など」。）の経営安定化を図るため、売上高などが減少し、企業活動に支障が生じている中小企業者などを対象に、令和２年４月から７月までに支払った家賃３カ月分の５割（上限１５万円）を補助します。

１．給付金の交付対象者＝

①町内で事業を営む中小業者など。または町内に住所を有し町外に事業所を有する中小企業者など。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月から５月のうちのいずれかひと月が、前年同月比で売上高などが１５％以上減少した中小企業者など。

２．申請方法＝

受付期間	８月３１日（月）まで（５月は土日祝日を含む）
受付時間	午前９時から午後４時まで
受付方法	郵送または役場４階への持参
必要なもの	①申請書兼実績報告書 ②前年の月別売上高などが確認できる確定申告書の写しなど ③令和２年２月から５月のうち、売上高などが前年同月比１５％以上減少した月の帳簿など ④賃貸借契約書などの写し ⑤本店所在地、事業内容を確認できる書類の写し ⑥賃料を支払ったことが確認できる書類の写し ⑦誓約書兼同意書 ⑧税務情報の閲覧に関する同意書 ⑨家賃補助金交付請求書

※お問い合わせは、
企画商工課　「おうえん給付金・家賃補助・融資関係　総合窓口」
☎：５２－９０８５（平日）
　　５２－１１１１（土日祝日）にお願いします。

◆令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせです

令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別の給付金です。

●支給対象者 ＝

令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当の受給者（新高校１年生まで対象）

※令和２年４月分の**特例給付の支給を受ける人は支給対象者になりません。**

●支給金額 ＝

１万円（対象児童１人につき）　※児童手当の登録口座に振り込みます。

●支給する自治体 ＝

令和２年３月３１日時点で住民票のある市町村です。４月１日以降、本町に転入された人は転出元の市町村に問い合わせてください。

●申請方法 ＝

公務員以外の人は、**申請不要**です。

支給対象者には５月中旬以降に次の文書を郵送します。

①案内文　②受給拒否の届出書　③口座登録等の届出書　④パンフレット

受給を希望しない場合のみ②を、**口座を登録・変更する場合のみ③を**６月５日（金）までに児童福祉係へ提出してください。

※③は臨時特別給付金の振込口座を登録・変更するものです。

児童手当の登録口座は変更されませんのでご注意ください。

公務員の人は、所属庁から配布される申請書に記入後、所属庁の証明をもらい、支給する自治体へ申請してください。

本町の受付期間は６月８日（月）から１１月３０日（月）までです。

●支給時期＝

公務員以外の人は６月末の予定です。支払通知書は送付しませんので、６月末を過ぎても確認できない場合はお問い合わせください。

公務員の人は、申請書の提出が確認でき次第、随時支給します。

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（１階 ⑥番窓口）

☎：５２－９０６０（直通）にお願いします。

◆特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください

令和２年４月２０日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

それに便乗して、行政職員や行政から委託された業者などになりすまし、怪しい電話や訪問、メールが届いたなどの相談が、国民生活センターに多数寄せられています。

◎トラブルに遭わないために次の点に注意しましょう！

■ 市町村や総務省などが、現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作をお願いすることは絶対にありません。

■ 市町村や総務省などが「特定定額給付金」の給付のために手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

少しでも不安に感じたり、トラブルに遭った場合は、警察や消費生活相談センターにご相談ください。

・消費者ホットライン１８８（局番なしの３桁番号）

・町福祉・消費生活相談センター　☎：５２－０９９９

・最寄りの警察署（または警察相談専用電話（＃９１１０））

※お問い合せは、

総務課 行政係（２階 ②番窓口）

☎：５２－１１１２（直通）にお願いします。

#みまたんエール飯

みまたの飲食店を利用して、エールを送ろう！！

今回は町観光協会の会員店舗を主に掲載しています。次回は、町観光協会以外の店舗も掲載予定ですので、掲載を希望される方は町商工観光係へご連絡ください。

町内の飲食店でテイクアウト（持ち帰り）、デリバリー（配達）を行っているお店を紹介します。ここに記載しているメニューの他にも、多数のメニューを準備している店舗もあります。詳しくは各店舗にお問い合わせください。

※配達が可能な店舗は、店舗名の横に☆マークを付けております。その他の店舗は、持ち帰りのみとなります。

※記載している時間は、店舗の営業時間ではなく、持ち帰り、配達が可能な時間です。

※この情報は、令和２年４月30日時点の情報です。今後、店舗によっては内容に変更がある場合がございますのでご了承ください。

※必ず事前に各店舗へお電話の上、ご注文ください。

（問い合わせ先）
町　企画商工課　商工観光係　☎ 52-9085
FAX 52-9762

A 和風レストラン　まさる

三股町樺山 4724-9　☎ 52-5421
午前 11 時～午後 1 時　火曜定休（不定休）
焼き餃子 ¥400 他

B 三股驛前人情酒場　小松屋

三股町樺山 4421-2　☎ 70-0170
午後 5 時～7 時　火曜定休
晩酌セット ¥2000 他

C 味のかばやま ☆

三股町樺山 3476-20　☎ 52-3270
時間要相談　月曜定休
釜飯定食 ¥1100 他

D 満月

三股町五本松 3-1　☎ 52-3938
午前 11 時 30 分～午後 1 時　土日祝定休
日替り弁当 ¥500

E お箸処　北諸　三股店 ☆

三股町五本松 14-1　☎ 80-7878
午前 11 時～午後 8 時　火曜定休
上海鮮丼“極“定食 ¥1500 他

F 食楽笑　ふくよし

三股町樺山 1919-8　☎ 77-5722
午前 11 時～午後 2 時　日曜・祝日定休
塩麹唐揚げ弁当 ¥550 他

「地理院タイル使用」

G Cafe Lazo

三股町宮村 2902　☎090-6293-2487
時間要相談　不定休
日替り弁当 ¥500

H 青葉食堂

三股町宮村 2979-2　☎090-1929-9685
午前 11 時～午後２時　日曜定休（不定休）
日替わり弁当 ¥540 他

I DAZZLE cafe stand

三股町蓼池 905　☎ 77-9034
午前 10 時～午後 3 時　水曜定休
自家製ローストビーフ丼 ¥800 他

募　集

◆町職員採用試験を実施します

町では、令和２年度の町職員採用試験（７月実施）を次のとおり実施します。

１．採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

試験は、次の職種ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つだけ受験できます。なお、受付締め切り後は職種の変更は認めません。

種　類	職　種	採用予定人員	職　務　の　内　容
初　級	心理（Ｆ）	１名	町長部局などに勤務し、心理職の業務および一般事務に従事します。
初　級	建築（Ｇ）	１名	町長部局などに勤務し、専門的業務および一般事務に従事します。

２．受験資格（学歴は問いません）

（１）年齢

試験の種類	受 験 資 格
初　級	平成２年４月２日～平成１１年４月１日までに生まれた人

（２）資格

心理（Ｆ）は、臨床心理士、認定心理師または公認心理師の資格を有する人（令和２年度の試験において資格取得見込みの者を含む。）に限ります。

建築（Ｇ）は、二級建築士（一級建築士を含む。）の資格を有する人（令和２年度の試験において資格取得見込みの者を含む。）に限ります。

（注）資格を必要とする試験は、資格が取得できない場合、採用になりません。

（３）次のいずれかに一つでも該当する人は受験できません。

（ア）日本国籍を有しない人

（イ）禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

（ウ）三股町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

（エ）日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

３．試験の日時、場所および合格発表

試験	試験の日時	試験会場	合格発表
１次試験	７月１２日（日） 午前７時３０分 受付開始 午前８時１０分 着　席 午前８時３０分 試験開始 午後１時１０分 試験終了 （心理：午後１時４０分）	三股町役場（北諸県郡三股町五本松１－１）	７月下旬以降に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
２次試験	７月下旬以降に１次試験合格者に対して行います。	三股町役場（北諸県郡三股町五本松１－１）	８月下旬に、役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

（注）試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

（注）試験中は携帯電話の電源を必ず切り、バッグなどにしまってください。

４．試験の方法

初級試験は、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内容
１次試験	教養試験	時事、社会、人文に関する一般知識に関する問題（１３問）（「自然に関する一般知識」）の出題はありません）文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（２７問）
	職場適応性検査	職務への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの
	専門試験 ・心理 ・建築	専門的知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験 （出題分野は別表のとおり）
２次試験	人物試験	面接試験

＜別表　専門試験の出題分野＞

試験の種類	出 題 分 野
心　理（Ｆ）	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、　統計学　（３０問）
建　築（Ｇ）	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規および建築施工（３０問）

５．受験手続

（１）申込用紙請求先など

ア．申込用紙の交付場所

町役場 総務課 職員係（２階 ①番窓口）

イ．郵便による申込用紙の請求方法

請求先：〒８８９－１９９５

宮崎県北諸県郡三股町五本松１番地１

三股町役場 総務課 職員係

封筒の表に「受験申込書 請求」と朱書きし、１４０円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（Ａ４判が入る大きさの封筒）を必ず同封し、町役場 総務課 職員係に請求してください。

なお、郵送にかかる往復の日数を十分考慮してください。

（２）申込用紙の提出先・申込手続き

なるべく郵送にて応募してください。

ア．提出先

〒８８９－１９９５　宮崎県北諸県郡三股町五本松１番地１

三股町役場 総務課 職員係（２階 ①番窓口）

イ．申込手続

所定の申込用紙に必要事項（申込用紙の「郵便はがき」欄に、受験者の氏名と住所を忘れずに書いてください）を記入して、３カ月以内に撮影した写真と６３円切手を所定の位置に貼って提出してください。

写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けることができない場合がありますので注意してください。

※郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで大切に保管しておいてください。なお、封筒の表には、「三股町職員採用試験受験」と朱書きしてください。

（３）受付期間

５月１１日（月）～６月１日（月）

○町役場受付期間：午前８時３０分～午後５時（土曜、日曜は除く）

○郵送の場合：６月１日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

（４）受験票の交付

申込書を受理した場合、受験票を郵送します。６月２２日（月）までに受験票が到着しない場合は、町役場 総務課 職員係(☎：５２－１１１３）に連絡してください。

６．合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定されそれぞれの採用候補者名簿に登載し、その中から任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として令和３年４月１日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

７．給与・勤務条件など

（１）給与

三股町一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年三股町条例第２３号）に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

（２）勤務条件・休暇など

勤務時間は１日７時間４５分、原則として土曜日・日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。

休暇には、年次休暇のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇

結婚休暇

病気休暇

８．試験関係情報の提供（緊急連絡）について

本採用試験は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況によって、急遽延期または中止する場合などがありますので、あらかじめご承知おきください。

また、災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、三股町ホームページおよび宮崎県町村会ホームページに掲載することがあります。

それぞれのアドレスは次のとおりです。

・三股町ホームページアドレス　http://www.town.mimata.lg.jp/

・宮崎県町村会ホームページアドレス　http://www.myzck.gr.jp/

※お申し込み・お問い合わせは、

〒８８９－１９９５

宮崎県北諸県郡三股町五本松１番地１

総務課 職員係（２階 ①番窓口）

☎：５２－１１１３（直通）にお願いします。

◆令和２年（２０２０年）国勢調査員を募集します

１．国勢調査とは

国勢調査は、日本に住む全ての人を対象とするわが国で最も基本的かつ重要な統計調査であり、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、５年ごとに行われます。国勢調査の結果は、国や地方公共団体における各種施策のための基礎資料となるほか、民間の活動にも幅広く利用されています。今回は、令和２年（２０２０年）１０月１日を調査期日として実施し、大正９年（１９２０年）の第１回調査から１００年の節目を迎えます。

三股町では調査区数約１８７調査区に対し、約１２０人の調査員が必要となるため、国勢調査に従事してくださる人を広く募集します。

２．調査員の主な仕事と従事期間

従事期間は、８月上旬から１０月の２～３カ月を予定しています。

①調査員説明会へ参加 → ②担当する地域の確認 → ③調査の説明と調査書類の配付 → ④調査票の回収 → ⑤調査票の整理と提出

３．身分および報酬など

（１）身分

国勢調査員は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員となります。

（２）報酬など

総務省が定める支給基準に基づき調査終了後に報酬などを支給します。

なお、担当する調査区数、世帯数により、報酬額は異なります。

〈参考〉１調査区平均６０世帯・・・約３０，０００～５０，０００円

４．応募要件

・原則として２０歳以上で、責任をもって調査活動をしていただける健康な人。

・選挙や警察に直接関係する仕事に就いていない人。

５．申込方法と申し込み期限

国勢調査員申込書を町公式ホームページからダウンロードするか、役場３階の企画商工課で入手し、必要事項を記入の上、**６月１９日（金）まで**に、郵送、メール、ＦＡＸまたは直接、役場３階の企画商工課へお申込みください。

※お問い合わせ先は、

企画商工課 企画政策係（３階 ②番窓口）

☎：５２－１１１４（直通）　ＦＡＸ:５２－９７６２　にお願いします。

◆令和２年度ブラジル国派遣研修と海外派遣農業研修生を募集します

県では、近代的農業の確立と新しい農村社会の創造に貢献する優れた農業後継者を育成することを目的に、県内農業者の海外派遣事業を行っています。

海外での実践的知識技術の習得に意欲のある人は、お問い合わせください。

１．研修事業（事業主体）＝

（１）ブラジル国派遣研修事業（宮崎県）

（２）農業研修生海外派遣事業（公益社団法人国際農業者交流協会）

２．助成内容 ＝

（１）ブラジル国派遣研修事業

渡航にかかる経費と現地研修にかかる経費を１人当たり２９万円まで（予算の範囲内）助成します。

※本人負担額は約２０万円程度

（２）農業研修生海外派遣事業

公益社団法人　国際農業者交流協会が派遣を決定した人の分担金を一人当たり２５万円まで（予算の範囲内）助成します。

※研修費・講習参加費は本人負担

３．派遣期間 ＝ ３カ月以内

４．募集期間 ＝ ７月１０日（金）まで

※お問い合わせは、

北諸県農林振興局　地域農政企画課

☎：２３－４５０７　にお願いします。

催　し

◆「第１５５回みまたん駅前よかもん市（朝市）」は中止します

県内で新型コロナウイルス感染症の感染症患者が発生した状況を受けて、感染拡大を防止するため、５月２４日（日）に開催を予定していました「第１５５回みまたん駅前よかもん市（朝市）」の中止を決定しました。

開催を楽しみにしていた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いします。

なお、次回は６月２８日（日）に開催を予定しています。６月１５日号の回覧でお知らせしますが、そのときの状況を踏まえ、やむを得ず急きょ中止となることもあります。あらかじめご了承ください。

※新規出店者の募集は随時行っています。

■主催　みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」
☎：５２－３１３１　にお願いします。

◆第１１回令和２年度「地区座談会」中止のお知らせ

「自立と協働で創る　元気なまち三股」の実現へ向けて、毎年５月から６月にかけて開催している「地区座談会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は中止いたします。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは、
企画商工課 企画政策係（３階 ②番窓口）
☎：５２－１１１４（直通）にお願いします。

お知らせ

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

希望する家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（希望する家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わることがあります。

令和２年４月２３日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	１個１０円～５０円
部品組み立て、部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	１個０．３円～１．８円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	３０円～
自動車用ハーネスのサブ作り	三股町、都城市とその周辺	４円～２０円
大島紬織り	三股町、都城市とその周辺	１反２万円～４万５千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

※お問い合わせは、
都城就職相談支援センター　〒８８５－００２４　都城市北原町２４街区２１号
県都城総合庁舎１階　都城県税・総務事務所内　☎／ファクス：２５－０３００
相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み）　相談時間：午前９時～午後５時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。　宮崎　内職　検索

◆消費生活セミナー開催のご案内

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターと共催で、次のとおり、消費生活に関するセミナーを開催します。

１．日時・場所＝

日　時	場　所	テーマ	対象	定員	申込期間
８月２３日（日） 午前１０時 ～正午	祝吉地区 公民館	詳しく解説！ 子供や孫への贈与	一般	２０	
１１月２９日 （日） 午前１０時 ～正午	町総合福祉 センター （元気の杜）	オンライン時代の ゲームの 安心・安全に向けて	小学生の 保護者	２０	要予約 ※各開催日の １カ月前より 受付
２月１４日（日） 午前１０時 ～正午	沖水地区 公民館	これでばっちり！ 相続と贈与	一般	２０	

※日程・テーマが変更になる場合は、回覧・ホームページでお知らせします。

２．受講料＝　無料

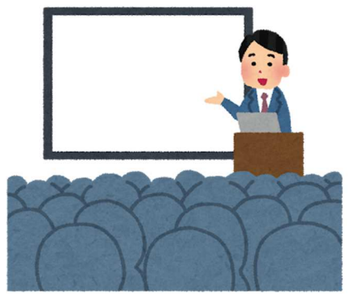

※お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター　☎：５２－０９９９
都城市消費生活センター　☎：２３－７１５４
にお願いします。

◆５月は自動車税種別割を納める月です！

自動車税種別割は、４月１日現在で宮崎運輸支局に登録されている自動車の所有者または使用者に課税されます。

自動車をお持ちの人は、６月１日（月）までに自動車税種別割を納めてください。

納付は、金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアのほか、スマートフォンなどからの納付も可能です。（詳しくは納税通知書の裏面および同封のチラシをご覧ください）。

なお、障がいのある人のために使用する自動車は、一定の要件に該当する場合、納期限までに申請すれば、自動車税種別割が減免される場合がありますので、お早めにご相談ください。

※自動車税は、令和元年１０月１日から「自動車税種別割」に名称が変わりました。

※お問い合わせは、
都城県税・総務事務所
・納付に関すること　☎：２３－４５１６
・減免に関すること　☎：２３－４５１７
にお願いします。

保健と福祉（子ども）

◆児童手当・特例給付現況届を提出してください

今年の５月分以前から本町で児童手当を受けていた人は、６月に引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかを確認するため**「児童手当・特例給付現況届」**を提出する必要があります。この現況届を提出しない場合、受給資格があっても６月以降の児童手当を受けることができませんので、期日までに必ず手続きをしてください。混雑が予想されますので余裕をもってお越しください。

■今回の現況届の対象となる受給者 ＝
中学生以下の児童を養育している人
※対象者には６月上旬に現況届の書類を郵送します。
※６月１日（月）以降、本町を転出する人も届け出が必要です。
※公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。

■受付期間 ＝ ６月１１日（木）～１７日（水） ※土・日・祝日を除く
※都合の悪い人は福祉課 児童福祉係で６月２８日（土日を除く）までに必ず手続きをして下さい。

■受付時間 ＝ ６月１１日（木）・１５日（月）・１７日（水）
午前９時 ～ 正午／午後１時１５分 ～ ５時

６月１２日（金）・１６日（火）
午前９時 ～ 正午／午後１時１５分 ～ ８時

■受付場所 ＝ 町役場４階 第１会議室

■準備するもの ＝
◎全員が必要なもの
①児童手当・特例給付現況届
②印かん（認め印可、スタンプ式印かん不可）
③受給者の健康保険証のコピー
→「受給者」とは、父または母のうち所得が高い人となります。子どもの保険証では手続きできません。保険証で確認できないときは「年金加入証明書」が必要です。

※令和２年度（令和１年中）所得状況が現在の受給者よりも配偶者の方が高い場合や、婚姻や離婚などで生計維持者が変わっている場合は受給者を変更する必要があります。新しい受給者の保険証と預金通帳のコピーが必要です。詳しくはお問い合わせください。

◎世帯の状況で必要となる書類
児童と別居していて、６月１日現在で児童の住民票が本町にない人
①受給者と別居している児童全員の個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カード
※紛失した人などは、マイナンバー記載のある住民票のとう本を取得して確認するか、再発行をお願いします。
②別居監護申立書（受け付けのときに申し出てください）

※お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（１階 ⑥番窓口）
☎：５２－９０６０（直通）にお願いします。

◆令和２年１１月から子ども医療費助成を拡充します

令和２年１１月受診分から、次のとおり子ども医療費（保険診療分）助成を拡充します

【令和２年１０月受診分まで】

	乳幼児	小学生	中学生
外　来	無　料	１，０００円／１診療報酬明細書	－
薬　局	無　料	１，０００円／１診療報酬明細書	－
入　院	無　料	無　料 （払い戻しの手続きが不要）	無　料 （払い戻しの手続きが必要）

（－：助成無し）

【令和２年１１月受診分から】

	乳幼児	小学生	中学生
外　来	無　料	**２００円／ １診療報酬明細書**	**２００円／ １診療報酬明細書**
薬　局	無　料	**無　料**	**無　料**
入　院	無　料	無　料 （払い戻しの手続きが不要）	無　料 （払い戻しの手続きが不要）

小学生と中学生は外来診療の医療費が１診療報酬明細書ごとに２００円（１医療機関１保険者ごとに１人ひと月最大２００円）となります。１１月診療分以降の中学生の入院は、「子ども医療費受給資格者証」を提示することで、病院での支払いは**不要**になります。（ただし、入院時の食事代やベッド代差額などは自己負担です。）

１．拡充対象となる人

三股町に住所がある**小学１年生～中学３年生**

※対象外→・生活保護を受けている人
・他の医療費助成を受けている人
（母子父子家庭医療費助成・重度心身障害者医療費助成など）

ただし、一部、併用可能な医療費助成もあります。詳しくはお問い合わせください。

２．助成の受け方

県内の医療機関窓口で、「健康保険証」と「子ども医療費受給資格者証」を提示してください。

・小学生は新たに「子ども医療費受給資格者証」を１０月末に交付予定です。（申請不要）
・中学生は「子ども医療費受給資格者証」を発行するため、**申請が必要です。**

～子ども医療費受給資格者証の申請について～

①対象となる人（中学生がいる家庭）に、**６月上旬に申請書を発送予定です。**
②中学生の健康保険証、払い戻しに必要な保護者名義の金融機関の登録が必要です。
③申請書の記入、必要なものを用意して**６月の児童手当現況届集合受付で申請してください。**
④審査後、受給資格者証を発送します。（１０月末を予定）
※期日内に提出されない人は、受給資格者証の交付が遅れる可能性があります。（医療費の助成を受けることができません）
※転入された人には随時ご案内します。

３．児童手当現況届集合受付の日時

■受付期間　＝　６月１１日（木）～１７日（水）　※土・日・祝日を除く

■受付時間　＝　６月１１日（木）・１５日（月）・１７日（水）
午前９時　～　正午／午後１時１５分　～　５時

６月１２日（金）・１６日（火）
午前９時　～　正午／午後１時１５分　～　８時

■受付場所　＝　町役場４階　第１会議室

※お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（１階 ⑥番窓口）
☎：５２―９０６０（直通）にお願いします。

農林畜産業関連

◆６月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★６月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日　　時	回収日：６月２４日（第３水曜日） ≪午後１時３０分～３時≫ **※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：７月１日（水）** ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場　　所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して１０～１５kg 程度にひもなどで縛って搬入してください。 **注意①：**サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 **注意②：**金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。 ※分別は、右のページの表を確認してください。
注意事項	★処理料金は現金支払いです。 ★印かん（認め印可）をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない　捨てない　リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、５年以下の懲役または１，０００万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法＝

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム　〈処理料金　１kgあたり７円〉

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・１０～１５kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ（ＰＯ）　〈処理料金　１kgあたり２３円〉

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ１０kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他　〈処理料金　１kgあたり５３円〉

種類	注意点
①農ビフィルム　②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど	**・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。** ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課　農政企画係（３階 ③番窓口）
☎：５２－９０８６（直通）にお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ

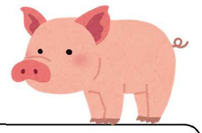

毎月 10 日・20 日・30 日は「町内一斉消毒の日」です

アフリカ豚熱（ＡＳＦ）の発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響は甚大なものとなります。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《　次のことを守りましょう　》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：６２－５１５１）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課（役場３階　③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課　畜産振興係（３階 ③番窓口）
☎：５２－９０８８（直通）　にお願いします。

相　談

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第３火曜日に「法律相談」を実施しています。

期　　日	６月１６日（火）
時　　間	午後１時３０分～４時３０分
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」
内　　容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方　法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：５２－１２４６　にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題の相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日　＝　毎週月曜・水曜・金曜

■時　間　＝　午前９時～午後５時

■場　所　＝　町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：５２－１２４６　にお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守りますので、気軽にご相談ください。

期　　日	６月１日（月）	６月１５日（月）
相談委員	久寿米木（くすめぎ）　和明（かずあき）	西留（にしどめ）　文夫（ふみお）
時　　間	午前１０時～正午	
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。
※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※お問い合わせは、総務課 行政係（２階　②番窓口）
☎：５２－１１１２（直通）にお願いします。

◆「人権相談」中止のお知らせ

６月１日（月）に開催を予定しておりました「人権相談」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とさせていただきます。

なお、電話やメールで相談をお受けしておりますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

・全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権１１０番）
　※平日　午前８時３０分～午後５時１５分
　☎：０５７０－００３－１１０（全国共通ナビダイヤル）

・インターネット人権相談
　パソコン・携帯電話・スマートフォン共通
　http://www.jinken.go.jp/

右のＱＲコードを携帯電話・スマートフォンで読み込めば、ホームページにつながります。

※お問い合わせは、
　総務課 行政係（２階 ②番窓口）
　☎：５２－１１１２（直通）にお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期　　日	【三股町】６月１１日（木） 【都城市】６月２６日（金）
時　　間	【三股町】午後１時３０分～４時３０分 【都城市】午後１時～４時
場　　所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 市消費生活センター（都城市役所本館２階）
内　　容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、必ず開催日の２日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です。個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外です。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合せください。

※お問い合わせ・お申し込みは
　町福祉・消費生活相談センター　☎：５２－０９９９
　都城市消費生活センター　☎：２３－７１５４
　にお願いします。